

令和元年 9 月

お客様各位

(株) 水口スポーツセンター “Well・be”  
プール事業部部長 知田良博

## 消費税増税に伴うお知らせ

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は当社の運営にご理解ご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび消費税法が改正され、令和元年 10 月 1 日より消費税が 8% から 10% に引き上げられることとなりました。つきましては、令和元年 10 月より変更がございますのでご案内申し上げます。

引き続き、さらなる品質の向上をめざし、お客様にとって価値あるプログラムとサービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。価格の概要を下記とさせていただきます。

敬具

記

現行：税抜価格 + 消費税 8%  
→ 改定後：税抜価格 + 消費税 10%

※ **適用開始は 2019 年 10 月 1 日以降** ですが、当社は前受け金とさせていただいておりますので、**10 月会費分（9 月 27 日引き落とし分）** より適用となります。

※尚、対象は当社が提供する「入会金」「月会費」「年会費」「水光費」「コース変更手数料」並びに、「物品及びイベント」「レッスン料金」等においてもその適用とさせていただきますのでご了承下さいますようお願いを申し上げます。

以上

### 《消費税増税改訂金額》

■月会費	8%	→	<u>10%</u>
■休会費	8%	→	<u>10%</u>
■年会費	8%	→	<u>10%</u>
■コース変更手数料	¥515 (500 × 3%) (476.85 × 8% = 514.99)	→	<u>¥525</u> (476.85 × 10% = 524.53)
■水道光熱費	¥410 (380 × 8% = 410.4)	→	<u>¥418</u> (380 × 10% = 418)